

日医発第252号（保82）
令和3年6月18日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中川俊男
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる
検査料の点数の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症にかかる臨床検査が保険適用されたことに伴い、厚生労働省保険局医療課長から添付資料1のとおり取り扱う通知が示され、令和3年6月11日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌8月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令3.6.11 保医発0611第1号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

保医発0611第1号
令和3年6月11日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）を下記のとおり改正し、令和3年6月11日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D015（5）を次のように改める。

（5） T A R C

- ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のT A R C量を測定する場合は、月1回を限度として算定できる。
- イ COVID-19 と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のT A R C量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D014 (略)</p> <p>D015 血漿蛋白免疫学的検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>TARC</u></p> <p>ア <u>アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、月1回を限度として算定できる。</u></p> <p>イ <u>COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D014 (略)</p> <p>D015 血漿蛋白免疫学的検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>「18」のTARCは、血清中のTARC量を測定する場合に月1回を限度として算定できる。</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p>

新たに保険適用が認められた検査

令和3年6月11日 保医発0611第1号（令和3年6月11日適用）

No.1

測定項目	TARC
販売名	HISCL TARC試薬
測定方法	化学発光酵素免疫測定法
主な測定目的	血清中ヒト TARC 量の測定（アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助、 <u>SARS-CoV-2 陽性患者の重症化リスクの判定補助</u> ） ※下線部の適応追加
点数	「D015」血漿蛋白免疫学的検査 「18」 TARC 184点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D015 血漿蛋白免疫学的検査 (1)～(4) (略) (5) <u>TARC</u> <u>ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、月1回を限度として算定できる。</u> <u>イ COVID-19 と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。</u> (6)～(11) (略)

（日本医師会医療保険課）